

頁	修正前	修正後																																																																						
3	<p>第1章 総則 (略) 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等 (略)</p> <p>■計画の対象となる原子力事業所</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所名</td> <td>原子炉廃止措置研究開発センター</td> <td>高速増殖原型炉 もんじゅ</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構</td> <td>国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>敦賀市明神町3</td> <td>敦賀市白木2</td> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉型</td> <td>新型転換炉 (ATR)</td> <td>高速増殖炉 (FBR)</td> </tr> <tr> <td>熱出力</td> <td>55.7万kW</td> <td>71.4万kW</td> </tr> <tr> <td>電気出力</td> <td>16.5万kW</td> <td>28.0万kW</td> </tr> <tr> <td>燃料材料</td> <td>濃縮 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料</td> <td>プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン</td> </tr> <tr> <td>燃料装荷 重量</td> <td>—</td> <td>約23.4トン</td> </tr> <tr> <td>本格運転 開始年月日</td> <td>S54.3.20 H15.3.29 運転終了</td> <td>平成29年12月6日に廃止措置計画の認可申請を原子力規制委員会に提出</td> </tr> </table>	事業所名	原子炉廃止措置研究開発センター	高速増殖原型炉 もんじゅ	事業者名	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	所在地	敦賀市明神町3	敦賀市白木2	設置番号	—	—	炉型	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)	熱出力	55.7万kW	71.4万kW	電気出力	16.5万kW	28.0万kW	燃料材料	濃縮 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン	燃料装荷 重量	—	約23.4トン	本格運転 開始年月日	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	平成29年12月6日に廃止措置計画の認可申請を原子力規制委員会に提出	<p>第1章 総則 (略) 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等 (略)</p> <p>■計画の対象となる原子力事業所</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所名</td> <td>新型転換炉原型炉ふげん</td> <td>高速増殖原型炉 もんじゅ</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構</td> <td>国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>敦賀市明神町3</td> <td>敦賀市白木2</td> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉型</td> <td>新型転換炉 (ATR)</td> <td>高速増殖炉 (FBR)</td> </tr> <tr> <td>熱出力</td> <td>55.7万kW</td> <td>71.4万kW</td> </tr> <tr> <td>電気出力</td> <td>16.5万kW</td> <td>28.0万kW</td> </tr> <tr> <td>燃料材料</td> <td>濃縮 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料</td> <td>プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン</td> </tr> <tr> <td>燃料装荷 重量</td> <td>—</td> <td>約23.4トン</td> </tr> <tr> <td>本格運転 開始年月日</td> <td>S54.3.20 H15.3.29 運転終了</td> <td>平成30年3月28日に廃止措置計画認可</td> </tr> </table>	事業所名	新型転換炉原型炉ふげん	高速増殖原型炉 もんじゅ	事業者名	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	所在地	敦賀市明神町3	敦賀市白木2	設置番号	—	—	炉型	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)	熱出力	55.7万kW	71.4万kW	電気出力	16.5万kW	28.0万kW	燃料材料	濃縮 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン	燃料装荷 重量	—	約23.4トン	本格運転 開始年月日	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	平成30年3月28日に廃止措置計画認可										
事業所名	原子炉廃止措置研究開発センター	高速増殖原型炉 もんじゅ																																																																						
事業者名	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構																																																																						
所在地	敦賀市明神町3	敦賀市白木2																																																																						
設置番号	—	—																																																																						
炉型	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)																																																																						
熱出力	55.7万kW	71.4万kW																																																																						
電気出力	16.5万kW	28.0万kW																																																																						
燃料材料	濃縮 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン																																																																						
燃料装荷 重量	—	約23.4トン																																																																						
本格運転 開始年月日	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	平成29年12月6日に廃止措置計画の認可申請を原子力規制委員会に提出																																																																						
事業所名	新型転換炉原型炉ふげん	高速増殖原型炉 もんじゅ																																																																						
事業者名	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構																																																																						
所在地	敦賀市明神町3	敦賀市白木2																																																																						
設置番号	—	—																																																																						
炉型	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)																																																																						
熱出力	55.7万kW	71.4万kW																																																																						
電気出力	16.5万kW	28.0万kW																																																																						
燃料材料	濃縮 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン																																																																						
燃料装荷 重量	—	約23.4トン																																																																						
本格運転 開始年月日	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	平成30年3月28日に廃止措置計画認可																																																																						
4	<table border="1"> <tr> <td>事業所名</td> <td colspan="4">大飯発電所</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td colspan="4">関西電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="4">大飯郡おおい町大島1</td> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td>1号炉</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> <tr> <td>炉型</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> </tr> <tr> <td>熱出力</td> <td>342.3万kW</td> <td>342.3万kW</td> <td>342.3万kW</td> <td>342.3万kW</td> </tr> <tr> <td>電気出力</td> <td>117.5万kW</td> <td>117.5万kW</td> <td>118.0万kW</td> <td>118.0万kW</td> </tr> </table>	事業所名	大飯発電所				事業者名	関西電力株式会社				所在地	大飯郡おおい町大島1				設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW	<table border="1"> <tr> <td>事業所名</td> <td colspan="4">大飯発電所</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td colspan="4">関西電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="4">大飯郡おおい町大島1</td> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td>1号炉</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> <tr> <td>炉型</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> </tr> <tr> <td>熱出力</td> <td>342.3万kW</td> <td>342.3万kW</td> <td>342.3万kW</td> <td>342.3万kW</td> </tr> <tr> <td>電気出力</td> <td>117.5万kW</td> <td>117.5万kW</td> <td>118.0万kW</td> <td>118.0万kW</td> </tr> </table>	事業所名	大飯発電所				事業者名	関西電力株式会社				所在地	大飯郡おおい町大島1				設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
事業所名	大飯発電所																																																																							
事業者名	関西電力株式会社																																																																							
所在地	大飯郡おおい町大島1																																																																							
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉																																																																				
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)																																																																				
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW																																																																				
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW																																																																				
事業所名	大飯発電所																																																																							
事業者名	関西電力株式会社																																																																							
所在地	大飯郡おおい町大島1																																																																							
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉																																																																				
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)																																																																				
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW																																																																				
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW																																																																				

頁	修正前					修正後																												
	燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料																								
	燃料装荷重量	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン	燃料装荷重量	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン																								
	本格運転開始年月日	S54. 3. 27	S54. 12. 5	H3. 12. 18	H5. 2. 2	本格運転開始年月日	S54. 3. 27 H30. 3. 1 運転終了	S54. 12. 5 H30. 3. 1 運転終了	H3. 12. 18	H5. 2. 2																								
8	<p>第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略)</p> <p>別表 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市</p> <table border="1" data-bbox="309 644 1144 995"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td>高速増殖原型炉もんじゅ</td> <td>長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td>長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>高島市</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>高島市</td> </tr> </tbody> </table>					事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市	敦賀発電所	長浜市、高島市	高速増殖原型炉もんじゅ	長浜市、高島市	美浜発電所	長浜市、高島市	大飯発電所	高島市	高浜発電所	高島市	<p>第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略)</p> <p>別表 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市</p> <table border="1" data-bbox="1227 644 2022 995"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀発電所 (2号炉)</td> <td>長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td>高速増殖原型炉もんじゅ</td> <td>長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所 (3号炉)</td> <td>長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>高島市</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>高島市</td> </tr> </tbody> </table> <p>※敦賀発電所 1号炉、美浜発電所 1・2号炉および新型転換炉原型炉ふげんは、冷却告示 (原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示 (平成 27 年原子力規制委員会告示第 14 号および平成 30 年 2 月 15 日原子力規制委員会告示第 3 号)) により U P Z が 5 km となったことから、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市はない。</p>					事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市	敦賀発電所 (2号炉)	長浜市、高島市	高速増殖原型炉もんじゅ	長浜市、高島市	美浜発電所 (3号炉)	長浜市、高島市	大飯発電所	高島市	高浜発電所	高島市
事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市																																	
敦賀発電所	長浜市、高島市																																	
高速増殖原型炉もんじゅ	長浜市、高島市																																	
美浜発電所	長浜市、高島市																																	
大飯発電所	高島市																																	
高浜発電所	高島市																																	
事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市																																	
敦賀発電所 (2号炉)	長浜市、高島市																																	
高速増殖原型炉もんじゅ	長浜市、高島市																																	
美浜発電所 (3号炉)	長浜市、高島市																																	
大飯発電所	高島市																																	
高浜発電所	高島市																																	

頁	修正前	修正後
9	<p>第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL） （略）</p> <p>4 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、（略）</p>	<p>第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL） （略）</p> <p>4 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>重篤な確定的影響を回避しまたは最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、</u>（略）</p>
15	<p>第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱 （略）</p> <p>10 指定公共機関 日本原子力研究開発機構 〔 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉廃止措置研究開発センター 〕 （略）</p>	<p>第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱 （略）</p> <p>10 指定公共機関 日本原子力研究開発機構 〔 高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん 〕 （略）</p>
21	<p>第2章 災害時前対策 （略）</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制の整備 （略）</p> <p>6 <u>関係機関等からの意見聴取等ができる仕組みの構築</u></p> <p>県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、<u>関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。</u></p>	<p>第2章 災害時前対策 （略）</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制の整備 （略）</p> <p>6 <u>原子力事業者等関係機関からの意見聴取等ができる体制の整備</u></p> <p>県は、災害対策本部に、<u>意見聴取・連絡調整等のため原子力事業者等関係機関の出席を求め体制の整備を図る。</u></p>
32	<p>第9節 災害警備実施体制の整備</p> <p>第1 多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県警察は、県内の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、<u>ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、可搬型カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</u></p>	<p>第9節 災害警備実施体制の整備</p> <p>第1 多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県警察は、県内の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、<u>可搬型カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</u></p>

頁	修正前	修正後																																																																																										
35	<p data-bbox="253 164 985 239">第 11 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備 (略)</p> <p data-bbox="253 247 728 284">別表 2 滋賀県原子力災害医療体制</p> <table border="1" data-bbox="264 287 1115 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 295 548 331">区分</th> <th data-bbox="548 295 831 331">機関名</th> <th data-bbox="831 295 1115 331">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 339 548 414">原子力災害 医療協力機関</td> <td data-bbox="548 339 831 414">1 市立大津市民 病院</td> <td data-bbox="831 339 1115 414">大津市本宮二丁目 9-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 422 831 459">2 草津総合病院</td> <td data-bbox="831 422 1115 459">草津市矢橋町 1660</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 467 831 542">3 済生会滋賀県 病院</td> <td data-bbox="831 467 1115 542">栗東市大橋二丁目 4-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 550 831 625">4 公立甲賀病院</td> <td data-bbox="831 550 1115 625">甲賀市水口町松尾 1256</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 633 831 708">5 近江八幡市立 総合医療センター</td> <td data-bbox="831 633 1115 708">近江八幡市土田町 1379</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 716 831 753">6 彦根市立病院</td> <td data-bbox="831 716 1115 753">彦根市八坂町 1882</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 761 831 798">7 高島市民病院</td> <td data-bbox="831 761 1115 798">高島市勝野 1667</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 805 831 880">8 市立長浜病院</td> <td data-bbox="831 805 1115 880">長浜市大戌亥町 313</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 888 831 963">9 長浜市立湖北 病院</td> <td data-bbox="831 888 1115 963">長浜市木之本町黒 田 1221</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 971 831 1046">10 一般社団法人 滋賀県医師会</td> <td data-bbox="831 971 1115 1046">栗東市 縷一丁目 10-7</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 1054 831 1129">11 一般社団法人 滋賀県薬剤師会</td> <td data-bbox="831 1054 1115 1129">草津市笠山七丁目 4-52</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 1137 831 1212">12 公益社団法人 滋賀県看護協会</td> <td data-bbox="831 1137 1115 1212">草津市大路二丁目 11-51</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="548 1220 831 1295">13 公益社団法人 滋賀県放射線技師 会</td> <td data-bbox="831 1220 1115 1295">大津市長等一丁目 1-35</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	所在地	原子力災害 医療協力機関	1 市立大津市民 病院	大津市本宮二丁目 9-9		2 草津総合病院	草津市矢橋町 1660		3 済生会滋賀県 病院	栗東市大橋二丁目 4-1		4 公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256		5 近江八幡市立 総合医療センター	近江八幡市土田町 1379		6 彦根市立病院	彦根市八坂町 1882		7 高島市民病院	高島市勝野 1667		8 市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313		9 長浜市立湖北 病院	長浜市木之本町黒 田 1221		10 一般社団法人 滋賀県医師会	栗東市 縷一丁目 10-7		11 一般社団法人 滋賀県薬剤師会	草津市笠山七丁目 4-52		12 公益社団法人 滋賀県看護協会	草津市大路二丁目 11-51		13 公益社団法人 滋賀県放射線技師 会	大津市長等一丁目 1-35				<p data-bbox="1171 164 1904 239">第 11 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備 (略)</p> <p data-bbox="1171 247 1646 284">別表 2 滋賀県原子力災害医療体制</p> <table border="1" data-bbox="1182 287 2056 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 295 1467 331">区分</th> <th data-bbox="1467 295 1749 331">機関名</th> <th data-bbox="1749 295 2056 331">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 339 1467 414">原子力災害 医療協力機関</td> <td data-bbox="1467 339 1749 414">1 市立大津市民 病院</td> <td data-bbox="1749 339 2056 414">大津市本宮二丁目 9-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 422 1749 459">2 草津総合病院</td> <td data-bbox="1749 422 2056 459">草津市矢橋町 1660</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 467 1749 542">3 済生会滋賀県 病院</td> <td data-bbox="1749 467 2056 542">栗東市大橋二丁目 4-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 550 1749 625">4 公立甲賀病院</td> <td data-bbox="1749 550 2056 625">甲賀市水口町松尾 1256</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 633 1749 708">5 近江八幡市立 総合医療センター</td> <td data-bbox="1749 633 2056 708">近江八幡市土田町 1379</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 716 1749 753">6 彦根市立病院</td> <td data-bbox="1749 716 2056 753">彦根市八坂町 1882</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 761 1749 798">7 高島市民病院</td> <td data-bbox="1749 761 2056 798">高島市勝野 1667</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 805 1749 880">8 市立長浜病院</td> <td data-bbox="1749 805 2056 880">長浜市大戌亥町 313</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 888 1749 963">9 長浜市立湖北 病院</td> <td data-bbox="1749 888 2056 963">長浜市木之本町黒 田 1221</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 971 1749 1046">10 一般社団法人 滋賀県医師会</td> <td data-bbox="1749 971 2056 1046">栗東市 縷一丁目 10-7</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 1054 1749 1129">11 一般社団法人 滋賀県薬剤師会</td> <td data-bbox="1749 1054 2056 1129">草津市笠山七丁目 4-52</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 1137 1749 1212">12 公益社団法人 滋賀県看護協会</td> <td data-bbox="1749 1137 2056 1212">草津市大路二丁目 11-51</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 1220 1749 1295">13 公益社団法人 滋賀県放射線技師 会</td> <td data-bbox="1749 1220 2056 1295">大津市長等一丁目 1-35</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1467 1303 1749 1378">14 日本赤十字社 滋賀県支部</td> <td data-bbox="1749 1303 2056 1378">大津市京町四丁目 3-38</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	所在地	原子力災害 医療協力機関	1 市立大津市民 病院	大津市本宮二丁目 9-9		2 草津総合病院	草津市矢橋町 1660		3 済生会滋賀県 病院	栗東市大橋二丁目 4-1		4 公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256		5 近江八幡市立 総合医療センター	近江八幡市土田町 1379		6 彦根市立病院	彦根市八坂町 1882		7 高島市民病院	高島市勝野 1667		8 市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313		9 長浜市立湖北 病院	長浜市木之本町黒 田 1221		10 一般社団法人 滋賀県医師会	栗東市 縷一丁目 10-7		11 一般社団法人 滋賀県薬剤師会	草津市笠山七丁目 4-52		12 公益社団法人 滋賀県看護協会	草津市大路二丁目 11-51		13 公益社団法人 滋賀県放射線技師 会	大津市長等一丁目 1-35		14 日本赤十字社 滋賀県支部	大津市京町四丁目 3-38
区分	機関名	所在地																																																																																										
原子力災害 医療協力機関	1 市立大津市民 病院	大津市本宮二丁目 9-9																																																																																										
	2 草津総合病院	草津市矢橋町 1660																																																																																										
	3 済生会滋賀県 病院	栗東市大橋二丁目 4-1																																																																																										
	4 公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256																																																																																										
	5 近江八幡市立 総合医療センター	近江八幡市土田町 1379																																																																																										
	6 彦根市立病院	彦根市八坂町 1882																																																																																										
	7 高島市民病院	高島市勝野 1667																																																																																										
	8 市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313																																																																																										
	9 長浜市立湖北 病院	長浜市木之本町黒 田 1221																																																																																										
	10 一般社団法人 滋賀県医師会	栗東市 縷一丁目 10-7																																																																																										
	11 一般社団法人 滋賀県薬剤師会	草津市笠山七丁目 4-52																																																																																										
	12 公益社団法人 滋賀県看護協会	草津市大路二丁目 11-51																																																																																										
	13 公益社団法人 滋賀県放射線技師 会	大津市長等一丁目 1-35																																																																																										
区分	機関名	所在地																																																																																										
原子力災害 医療協力機関	1 市立大津市民 病院	大津市本宮二丁目 9-9																																																																																										
	2 草津総合病院	草津市矢橋町 1660																																																																																										
	3 済生会滋賀県 病院	栗東市大橋二丁目 4-1																																																																																										
	4 公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256																																																																																										
	5 近江八幡市立 総合医療センター	近江八幡市土田町 1379																																																																																										
	6 彦根市立病院	彦根市八坂町 1882																																																																																										
	7 高島市民病院	高島市勝野 1667																																																																																										
	8 市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313																																																																																										
	9 長浜市立湖北 病院	長浜市木之本町黒 田 1221																																																																																										
	10 一般社団法人 滋賀県医師会	栗東市 縷一丁目 10-7																																																																																										
	11 一般社団法人 滋賀県薬剤師会	草津市笠山七丁目 4-52																																																																																										
	12 公益社団法人 滋賀県看護協会	草津市大路二丁目 11-51																																																																																										
	13 公益社団法人 滋賀県放射線技師 会	大津市長等一丁目 1-35																																																																																										
	14 日本赤十字社 滋賀県支部	大津市京町四丁目 3-38																																																																																										

頁	修正前	修正後
37	<p>第 12 節 住民等への情報伝達・相談体制の整備</p> <p>第 1 情報提供項目</p> <p>■ 伝達情報の項目</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングシステムデータ ・環境試料モニタリングデータ ・環境放射線モニタリング車により収集したデータ <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者の測定データ 	<p>第 12 節 住民等への情報伝達・相談体制の整備</p> <p>第 1 情報提供項目</p> <p>■ 伝達情報の項目</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングシステムデータ ・環境試料モニタリングデータ ・原子力事業者の測定データ
60	<p>第 3 章 緊急事態応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第 5 節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>(略)</p> <p>第 2 防護措置基準</p> <p>(略)</p> <p>別表 3 防護措置基準 欄外</p> <p>※ 9 IAEA では、<u>OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p>	<p>第 3 章 緊急事態応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第 5 節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>(略)</p> <p>第 2 防護措置基準</p> <p>(略)</p> <p>別表 3 防護措置基準 欄外</p> <p>※ 9 IAEA では、<u>飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p>
64	<p>第 8 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>3 県は、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、</p>	<p>第 8 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>3 県は、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、</p>

頁	修正前	修正後
	<p>原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として<u>医師</u>の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、<u>医師</u>を立ち合わせることができない場合には、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。</p>	<p>原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として<u>医療従事者</u>の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、<u>医療従事者</u>を立ち合わせることができない場合には、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。</p>
72	<p>第10節 災害警備の実施 (略) 第2 警戒区域等の周知 県警察は、関係周辺市等が避難等の指示等を行ったときは、関係周辺市等と連携し、パトカー、交番・駐在所の<u>拡声器</u>、<u>W A N</u>等を活用した住民等への情報伝達により、その周知を図るものとする。</p>	<p>第10節 (略) 第2 警戒区域等の周知 県警察は、関係周辺市等が避難等の指示等を行ったときは、関係周辺市等と連携し、パトカー、交番・駐在所の<u>拡声器等</u>を活用した住民等への情報伝達により、その周知を図るものとする。</p>
79	<p>(別添1) 表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (敦賀発電所)</p>	<p>(別添1) 表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (敦賀発電所 <u>2号炉</u>)</p>
84	<p>表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所、高速増殖原型炉もんじゅ)</p>	<p>表2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について (美浜発電所 <u>3号炉</u>、高速増殖原型炉もんじゅ)</p>
97	<p>(別添2) 各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて (略) 3. 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない<u>場合に限り</u>、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない<u>場合を除く。</u>)</p>	<p>(別添2) 各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて (略) 3. 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない<u>ものに限る。</u>)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が</p>

頁	修正前	修正後														
		<p>定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p>														
100		<p>4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1189 600 2074 1457"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 600 1910 775">警戒事態に該当するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</th> <th data-bbox="1910 600 2074 775">緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 775 1910 991">① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> <td data-bbox="1910 775 2074 991">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 991 1910 1070">② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</td> <td data-bbox="1910 991 2074 1070"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1070 1910 1150">③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> <td data-bbox="1910 1070 2074 1150"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1150 1910 1286">④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> <td data-bbox="1910 1150 2074 1286"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1286 1910 1366">⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</td> <td data-bbox="1910 1286 2074 1366"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1366 1910 1457">⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</td> <td data-bbox="1910 1366 2074 1457"></td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態に該当するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要	① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。		③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。		④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。		⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。		⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
警戒事態に該当するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要															
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。															
② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。																
③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																
④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																
⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。																
⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。																

頁	修正前	修正後	
		<p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波警報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
		<p style="text-align: center;"><u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u></p> <p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p>	<p><u>緊急事態区分における措置の概要</u></p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

頁	修正前	修正後
		<p>② <u>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</u></p> <p>③ <u>使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</u></p> <p>④ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>⑤ <u>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑥ <u>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p>⑦ <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p>⑧ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>

頁	修正前	修正後							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 204 1899 376">全面緊急事態に該当するEAL</th> <th data-bbox="1899 204 2074 376">緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 376 1899 890"> <p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> </td> <td data-bbox="1899 376 2074 1445" rowspan="4"> <p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 890 1899 975"> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 975 1899 1193"> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1193 1899 1445"> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警</p> </td> </tr> </tbody> </table>	全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要	<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防</p>	<p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p>	<p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p>	<p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警</p>
全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要								
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防</p>								
<p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p>									
<p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p>									
<p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警</p>									

頁	修正前	修正後	
		<p>報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p>⑥ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p><u>護措置を実施する。</u></p>
103	4. 原子炉の運転等のための施設（1. から <u>3.</u> までに掲げるものを除く。）	5. 原子炉の運転等のための施設（1. から <u>4.</u> までに掲げるものを除く。）	
106	用語集 （略） P A Z（予防的防護措置を準備する区域： Precautionary） 重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。	用語集 （略） P A Z（予防的防護措置を準備する区域： Precautionary） 重篤な確定的影響を回避しまたは最小化するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。	